

(写)

(参考様式第3号)

環資産第627号
令和3年6月4日

株式会社武蔵
代表取締役 酒井 真也 様

さいたま市長 清水 勇人



意見書に記載された意見の概要について (通知)

事業計画書等に対する意見の概要について、さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第9条第3項の規定により、通知します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号	令和2年1月9日 第3377号
産業廃棄物処理施設の設置等の場所	さいたま市見沼区染谷1丁目115番1の一部

意見の概要	
件数	2件
	別紙のとおり

担当 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課
審査係 相良、大木
直通 048-829-1608
FAX 048-829-1933
E-mail sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

別紙

意見1. 令和3年5月10日受理

注) 点線部については、さいたま市に対する意見と判定しました。

当該事業者から提出されている事業計画書、生活環境配慮書にあるように住宅からの極近接で重機を使用し分別作業等を行えば騒音・振動の影響が発生することは火を見るよりも明らかです。絶対に許可をしないようお願い致します。

すぐ近隣に同業者が事業を行っています。事業計画書によると作業内容はほぼ同じで作業場の距離もほぼ同程度になります。そのときの作業内容にもよりますが、作業が始まると騒音が酷く外には出たくありません。とても家でのおんぼりと過ごすというような状況では無くなります。これは何度も市の方に対応をお願いしていますがかれこれ約30年一向に解決しておらず、本当に困り、苦しめられています。目の前にこの事例がありながら同内容の事業者「どうぞやって下さい。」などということはありません。

生活環境配慮書によると、

3-1重機の作業時間が現状より増加する。⇒冗談ではありません。

4. 作業時間は8:00～17:30で搬出入車両の運行は8:30～16:00となっています。⇒ということは8:30に出庫するために朝早くから作業を始めるようになることが容易に想像出来ます。

説明会のチラシを持って来た専務と名乗る方の説明では、「荷を降ろすことは無い。中間処理施設に持っていく時間に間に合わなかった車を次の日まで置くだけ。」という話でしたが、事業計画書とは全く異なります。近隣にもそのように話してまわっているそうです。これは近隣住民を安心させておいて説明会に参加しないようにしているのでは？と疑ってしまいます。これはかなり悪質な行為です。このような事業者を信用できるわけがありません。

「近接住民と関係を密にし云々」とありますが、全く信用出来ません。

また、生活環境配慮書に沿わない作業をしたところでペナルティもなく許可の取り消しも出来ないとのことですのでこの文書の意味は薄いと言えます。

そもそも、たばこ屋、パチンコ店など場所に規制をうける業種もある中で、直接的に近隣住民の生活に被害を及ぼす産廃業者に規制がないことが理解出来ません。産廃業者は200メートル以内に住宅があるところでは営業させない、工業団地等の近隣に住宅の無い場所で営業するよう規制を作して下さい。

最後に、分別作業が必要となる産廃の当該事業所への持ち込みに強く反対します。絶対に許可しないで下さい。何卒よろしくようお願い申し上げます。

意見2. 令和3年5月21日受理

- 1 敷地内に降り注いだ雨水は、敷地内で処理するようにし、道路や見沼田んぼには流さないこと。
- 2 近隣の土壌・水質に変化を与えていないか、定期的に検査を行い公表すること。
- 3 騒音を出さないこと。併せての地域住民から音に関する苦情が出た際は直ちに作業を止めること。
- 4 農道及び土地改良によって整備された道路は使用しないこと。
- 5 市の見沼田圃基本計画アクションプランの謳う「農・自然・歴史とふれあう、憩いのふるさと“みぬま”」に合致した環境及び景観を守ること。